

## 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成 29 年 10 月 1 日より施行されました。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には処理基準が追加され、許可において取扱いを明確にすることとされました。

このため、岡崎市では、産業廃棄物処理業者の許可証の書換えの方針を以下のとおりとし、順次、許可証の書換えを行います。手続きの詳細は、別添 4 を御参照ください。

## &lt; 書換えの方針 &gt;

## 1 許可証書換えに伴う手続きについて

原則、平成 29 年 10 月 1 日以降の更新許可申請、変更許可申請及び許可証の書換えを伴う変更届の際に、届出書を提出していただき、許可証の書換えを行います。

ただし、早期に許可証の書換えを希望される場合は、届出書の提出をもって許可証の書換えを行いますので、別添 4 に従って届出書を提出してください。なお、改正された処理基準を遵守するために保管計画等に変更がある場合は、保管計画等を変更した時点から 10 日以内に変更届を提出してください。

また、これまでに許可を有していない事業範囲（処分方法、品目）を追加する場合には、変更許可申請手続きが必要となります。

## 2 許可証上への記載について

- (1) 水銀使用製品産業廃棄物については、特に品目の限定を行わず、事業範囲ごと、施設ごとに「水銀使用製品産業廃棄物を含む。（又は除く。）」旨の限定を明記することとします。
- (2) 水銀含有ばいじん等については「ダスト類、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい」の 6 品目について「水銀含有ばいじん等を含む。（又は除く。）」旨の限定を明記することとします。